

**(平成 27 年 8 月 1 日以降の受付から適用します)**  
**低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金**

(単位：円、消費税を含む)

用途区分	申請戸数	技術的審査料金
		新規申請
一戸建ての住宅	1	32,000
共同住宅 (住戸の部分のみ)	1	32,000
	2～5	64,000
	6～10	88,000
	11～25	118,000
	25～50	162,000
	51～100	214,000
	101～200	270,000
	201～300	360,600
	301～	440,000

- 1 計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取扱うものとし、審査料金は無料とする。
  - ・依頼者及び代理者の変更の場合
  - ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
  - ・分筆等による地名地番の変更の場合
  - ・認定基準への適合性が容易に判断できる変更の場合
- 2 計画の変更申請の技術的審査料金は、新規申請の 1/2 の料金とする。  
(100 円未満切り捨て)
- 3 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約による。